平成31年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業

実家が空き家になっていませんか?

空家の利活用セミナー会会におければ、会会には、対け、対対は、対対は、対対は、対対は、対対は、

を 空き家を 持っているが 管理に困っている。

相続した空き家の 近隣住民から 苦情が来るが どうしたら良い? 空き家を 手放さずに 活用できない? 親が施設入居 することになり 実家に誰もいなくなるが どうしたら良い? 空き家のままだと 税金が高くなると 言うのは本当?

講演「実家を空き家にしないための遺言・相続と空き家の利活用セミナー」

講師:税理士 行政書士

12/15₀

予約不要 無料

12:30~16:00



東村山市民センター

東京都東村山市本町1丁目1-1



空き家の利活用セミナーと無料相談会に関するお問合せ

東京都行政書士会

3477-2881

9:00~17:00(土・日・祝日除く)

主催:東京都行政書士会

共催:東京都行政書士会田無支部

東村山市

空家問題サポートセンター (空家対策特別委員会) こんなお悩みありませんか?

成年後見制度の た 活用

高齢の親が施設入居することになった。 空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう?

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。 どこかに寄付できないか?

遺言書の 作成

空き家を活用して民泊やカフェをしたいが、 申請 開業の届けはどうするの?

親の家を相続することに<mark>なっ</mark>たが、住む予定はない。 何か活用できないか?

相続した 空き家の 利活用

補助金等

空き家をリフォームして賃貸したいが、 ^{申請} 費用が高額になりそうだ。どうしよう?

あなたのお悩み行政書士が 解決いたします!

空き家に関するお困りごとはご相談ください

東京都行政書士会 市民相談センター



電話相談 12:30~16:30(土・日・祝日除く)

ホームページ http://www.tokyo-gyosei.or.jp/

お電話でのご相談は無料。事案処理は有料となる場合がございます。

行政書士は街の法律家。

権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続の専門家です。

遺言書の作成、相続手続のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。 「平成31年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。